毎日新聞 2021年7月31日 の報道を紹介します。

津島原発訴訟「勝訴」も複雑な思い 福島地裁郡山支部判決

毎日新聞 2021/7/31 10:45 (最終更新 7/31 10:45)



判決後、「勝訴」などと書かれた 紙を掲げる弁護団=福島県郡山市で 2021年7月30日午後3時12分、 和田大典撮影

東京電力福島第 1 原発事故で帰還 困難区域となった福島県浪江町津島 地区の住民 640 人が、国と東電に古 里の原状回復などを求めた 30 日の判

決。福島地裁郡山支部は国と東電の責任を認めたが、原状回復請求を認めず、原告 団は複雑な思いで受け止めた。

午後3時半ごろ、弁護団が地裁支部前で「勝訴」「国と東電を断罪」などと書かれた旗4本を掲げると、近くの公園に集まった原告団からは「ありがとう」など感謝の言葉と共に拍手が送られた。

支部近くで吉報を待った原告団副団長で浪江町議の佐々木茂さん(67)は「いい判決だったとは思う。ただ、笑顔の原告団も皆、10年間、古里を取り戻したい思いを抱えながら本当に苦労してきた。生活圏全体の除染が認められ、実行されない限り、我々の古里の原状回復とは言えない」と語った。

佐々木さんの自宅は 2023 年春までに避難指示が解除される見通しの「特定復興再生拠点区域」(復興拠点)外にある。与党は 20 日、拠点外について、希望する住民全員が 20 年代のうちに帰還できるよう求める提言を政府に提出。提言では拠点外の除染について帰還希望者の「帰還に必要な箇所を除染」すると記した。

佐々木さんは「提言は我々に寄り添った内容とは思えず、今回の判決で少しでも 後押しできればと思っていた。原状回復請求が認められなかったことは残念だが、 帰還困難区域のこれだけ多くの人が、国や東電に原状回復請求をした事実は大きく 評価されるべきだし、政府にも我々の主張についてしっかりと考えてもらいたい」 と話していた。【磯貝映奈】

亡き母、妻に「戦い抜く」

国と東電の責任を認めた判決について、津島地区から伊達市に避難している原告の小椋正吉さん(79)は「一安心だ」と喜んだ。事故直後の混乱で母テルさん(当時 90歳)を亡くし、今年 4 月には妻タカヨさんが 77歳で死去した。小椋さんは新盆の準備で裁判所に行くことはできなかったが「家族皆で戦ってきたので良かったと報告したい」と話した。



原告だった妻タカヨさんの遺影の前で、訴訟への思いを語る小椋正吉さん=福島県伊達市保原町で 2021 年7月14日午前11時43分、寺町六花撮影

津島地区では家族 10 人で暮らしていた。原発事故で妻子や孫が避難した後も、寝たきりだった母テルさんを移動させることができず、警察や自衛隊か

ら避難を説得されながら、誰もいなくなった津島で介護を続けた。

テルさんは 2011 年 4 月下旬、川俣町の施設に入所したが、同年 8 月に亡くなり、 震災関連死に認定された。小椋さんは「津島では孫とご飯を取り合うくらい元気だった。まだまだ長生きできたのでは」と悔やむ。

妻タカヨさんが心筋梗塞(こうそく)を起こしたのは、金婚式を迎えた 15 年秋ごろだった。津島では郵便局に 20 年以上勤め、雨や雪の日でもバイクで配達を続けた。明るい性格で住民からも親しまれていたタカヨさん。原発事故の 5 年ほど前に退職し、事故後は小椋さんと旅行を楽しんでいたが、津島でやりがいを感じていた畑作業や近所との付き合いはなく、こもりがちになった。

小椋さんは提訴後、裁判所前でプラカードを掲げ行進し、ビラ配りにも参加したが、タカヨさんが寝込むようになってからは介護に専念した。「丈夫だった家内が俺より先に行くなんてがっかりした」

津島の自宅は 23 年春ごろまでの避難指示解除を目指す特定復興再生拠点区域 (復興拠点) から外れた。母も妻もいなくなり、まもなく自宅は解体する。一部だけでも残したかったが、子どもたちからは「管理できない」と反対された。

それでも、古里を思う気持ちは強い。「俺は更地にプレハブを建てて、人生あそこで死んでもいいと思ってる。家内がいれば一緒にいられたけど、一人じゃ寂しいかな」。ぽつり、つぶやいた小椋さん。「原発事故さえなかったら、津島さいてゆっくり人生送ってたのかな」と悔しさが募る。

裁判は1審判決が出ても、古里を取り戻す戦いは続く。「破壊したものを元通りに戻すのが国と東電の役目だ。控訴審になっても最後までやるしかない。意地を見せなくちゃしょうがない」と力を込めた。【寺町六花】

浪江・津島原発訴訟、10 億円支払い命令 原状回復請求は認めず

毎日新聞 2021/7/30 21:33 (最終更新 7/30 21:36)

東京電力福島第 1 原発事故で帰還困難区域となった福島県浪江町津島地区の住民 640 人が、国と東電に地区の空間放射線量を事故前の水準に戻す原状回復や慰謝料の 支払いなどを求めた集団訴訟の判決で、福島地裁郡山支部(佐々木健二裁判長、本 村洋平裁判長代読)は 30 日、国と東電の責任を認め、居住実態のない 6 人を除いた 634 人に総額約 10 億円(1 人当たり 120 万 \sim 150 万円)を支払うよう命じた。原状回復請求は退けた。

判決は、2002 年 7 月に国の地震調査研究推進本部が示した地震予測「長期評価」に基づき、国は同年までに敷地高を超える津波を予見できた上、06 年には第 1 原発の脆弱(ぜいじゃく)性を認識できたと認定した。さらに、国が東電に対策を命じていれば津波の影響は相当程度軽減され、事故は回避できたと指摘。東電に規制権限を行使しなかったのは著しく合理性を欠き、違法と断じた。国と東電を相手取った原発集団訴訟 20 件(17 地裁、3 高裁)のうち、国の責任を認めた判決は 11 例目。

原告側は事故によって高くなった津島地区の空間放射線量について、①国と東電には事故前の水準まで低下させる義務があることの確認②一般人の被ばく線量限度



とされる毎時 0・23 マイクロシーベルトまで下げることを求めていた。 判決は①について、個人の土地所有権と人格権が及ぶ範囲の放射性物質の除去を求める権利は認めうることがを全域からの除去を求めることにできない、として棄却。②につず訴えば、 は不適法として却下した。

判決後、手を取り合って喜ぶ原告

団=福島県郡山市で2021年7月30日午後3時13分、和田大典撮影

原告団長の今野秀則さん(74)は「苦しい避難生活のことを皆で意見陳述したのに、原状回復の請求が退けられた。この 10 年は何だったのか、そう思うと悔しい」と述べた。

弁護団長の原和良弁護士は「国と東電の責任を正面から認めた。他の原発集団訴訟にとって大きな励ましになる」と評価。原状回復請求については「今後につながる糸口もあった。前進ではある」と語った。

判決後、国は「原発事故を踏まえて策定された新規制基準への適合性審査を厳格に進め、適切な規制を行ってまいります」、東電は「判決内容を精査し、対応を検討します」とのコメントを出した。【肥沼直寛、寺町六花、磯貝映奈】